



2016年中国税務・税関 アップデートセミナー

KPMG中国 2016年12月





目次

1

概要及び税収管理全般の動向

2

税関の最新動向

3

BEPS行動計画における移転価格の最新動向

4

BEPS行動計画におけるPEの最新動向

5

その他税務アップデート

6

Q&A

01

概要及び税収管理全般の動向



税収管理の全般（1/5）

変化しつつある中国の税収環境

更なる厳しい企業税規則

- 移転価格—42号公告と64号公告
- 統一報告基準（CRS）—「非住民金融口座税金と関連する情報チュー・ディリジェンス管理弁法（意見募集稿）」
- 税収執行力の強化—タックスヘイブン対策税制、恒久的施設（PE）、間接的な持分譲渡、ロイヤリティ/サービス料の対外送金、租税協約優遇の享受



国家税務総局はBEPSを税制改革及び法律執行の契機と見なす

税金の優遇

- イノベーションの関連優遇範囲の拡大（ハイ・テクノロジー企業、研究開発追加損金算入）
- 中小企業への注目
- ストック オプション・プランに関する個人所得税新制度



イノベーション活動に更なる多くの優遇を与える

間接税及び税関

- 「増値税改革」の完了
- 新たな「税関査察条例」の発行
- 税関がロイヤリティ及び関連取引移転価格への注目



間接税の徴収管理はテクニカル手段及びデータに依存する傾向がある

税金の徴収管理

- 事前審査の取り消し（2015）
- コンプライアンスパタンの構築
- 大手企業税収リスク管理/調査強化
- 情報技術手段を使って税収リスク分析及び調査対象の選択を行う
- 更に多くの裁判所裁判事例及び事前裁定案



責任は納税者に移転し、税務機関による中間管理及び事後管理に注目する

税込管理の全般 (2/5)

税込管理の動向

事前審査

事後検査、調査

企業が自ら判断、実施することができる一方、責任も従来より重くなる

内部統制

資料準備

リスク管理

既存問題

事後責任

その他総合的な
管理

企業に対する
個別調査

業界データによる
分析管理

企業の日常経営に利便性を与えるが、
データ集計、提出などの業務が増える

データ化管理

電子申告

内部データ
分析

業績変化の
分析管理

業界内の
横比較

データ管理を内
部統制に繋ぐ

税収管理の全般（3/5）

自律的税務管理の背景（税務内部統制強化）



自己税務監査の背景

- マクロ経済の低迷、税源不足
- 租税管理の強化、税務リスクの低減、海外への税流出の減少
- 税務機関の徴税費用の削減



大企業から制度が導入され一般企業へ

- 法的根拠：
 - 国税発(2009)90号 「大企業の税務リスク管理に関するガイドライン（試行）」
 - 国税発(2011)71号 「国家税務総局の大企業への税務サービス及び管理規程」

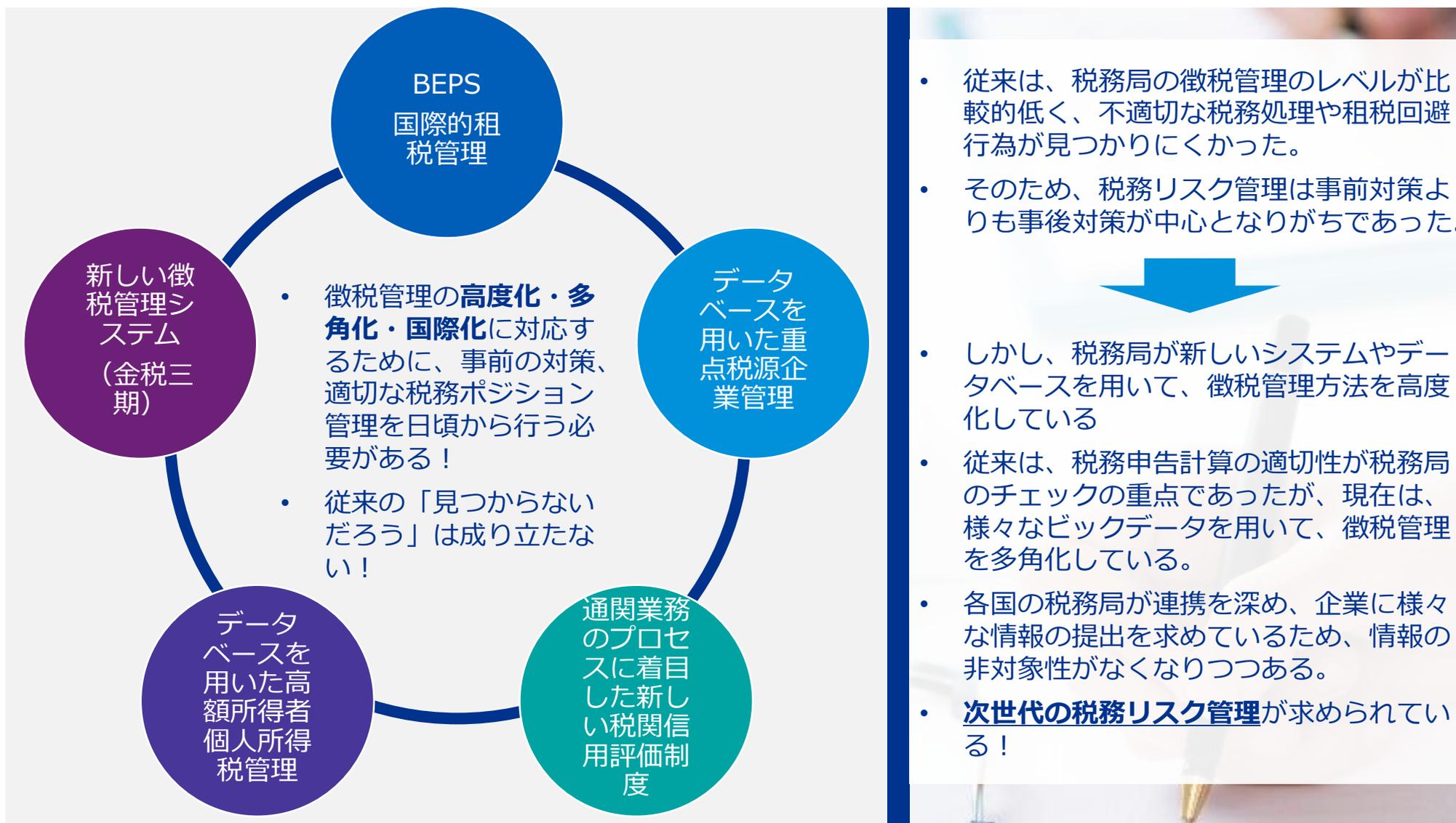


基本的な考え

- 企業の経営者は税務リスクに対して監督管理の責任を負う
- 企業内部税務リスクの発見、税務モニタリングシステムの構築、評価基準等から構成される
- 徴収管理アプローチからリスクベースアプローチへの変換を導く
- 企業及び税務機関の相互理解のうえで、税務管理コストの低減を共通目標とする
- 税務機関は企業の内部税務リスクコントロールシステムの状況を調査、評価してランク付けする
- 低い税務リスク = より良い税務サービス + より柔軟な対応

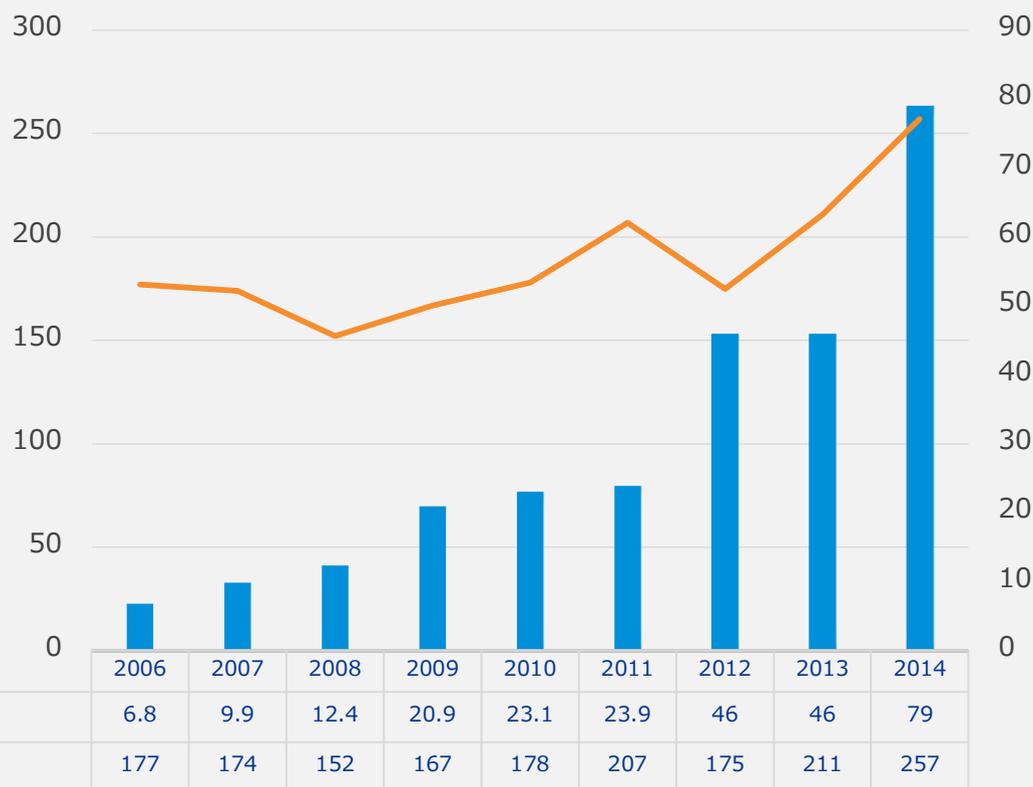
税収管理の全般（4/5）

税務局に導入される税収管理手段と企業の対応



税収管理の全般 (5/5)

租税回避防止調査案件



追徴総額及び平均の追徴額が継続的に増加

	2014年	2015年*
決着案件数	257	188
追徴額合計 (十億人民幣)	7.9	11.4
平均追徴額 (百万人民幣)	30.68	60.37

注：2015年1月から11月までのデータ、
http://www.ctax.org.cn/csxxw/24sd/201601/t20160105_1028089.shtml

注：一般税務調査に分類された案件及び追徴額が小さい案件を含まれていない。

2017年における主な税収変化の展望



02

税関の最新動向



2016年の税関最新動向

ロイヤリティ課税に関する自主更正

- 2016年4月、中国監査署の指示により、税関総署は全国ベースで200社を超える大手会社に対しロイヤリティ課税調査を実施した。
- 2016年5月-8月、税関総署は自動車部品業界と電子部品業界に対し、ロイヤリティ課税に関する自律的管理（自主更正）を実施している。各地の税関は所轄地域の企業に対し、専門説明会または公告により、ロイヤリティに係る自己調査を要請している。

税関総署公告2016年第20号

- 2016年3月に「『中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範』の改正に関する公告」（税関総署公告2016年第20号）が公告され、輸出入通関単が修正され、下記の申告項目の記載要件と関連証明書類の提出を要求された。
 - 特殊関係確認
 - 価格影響確認
 - ロイヤリティ支払確認

新税関査察条例

- 2016年6月19日に『中華人民共和国税関査察条例（改正）』（670号）が公布された。
- 調査プロセスの更なる明確
- 自律管理（自主更正）制度が正式に確立され、自律管理により自主納税する納税者に対し、処罰低減などの優遇を与えることが明確。
- 税関調査の際に税務と会計専門業者の介入制度が明確となり、専門意見を調査の参考資料とする

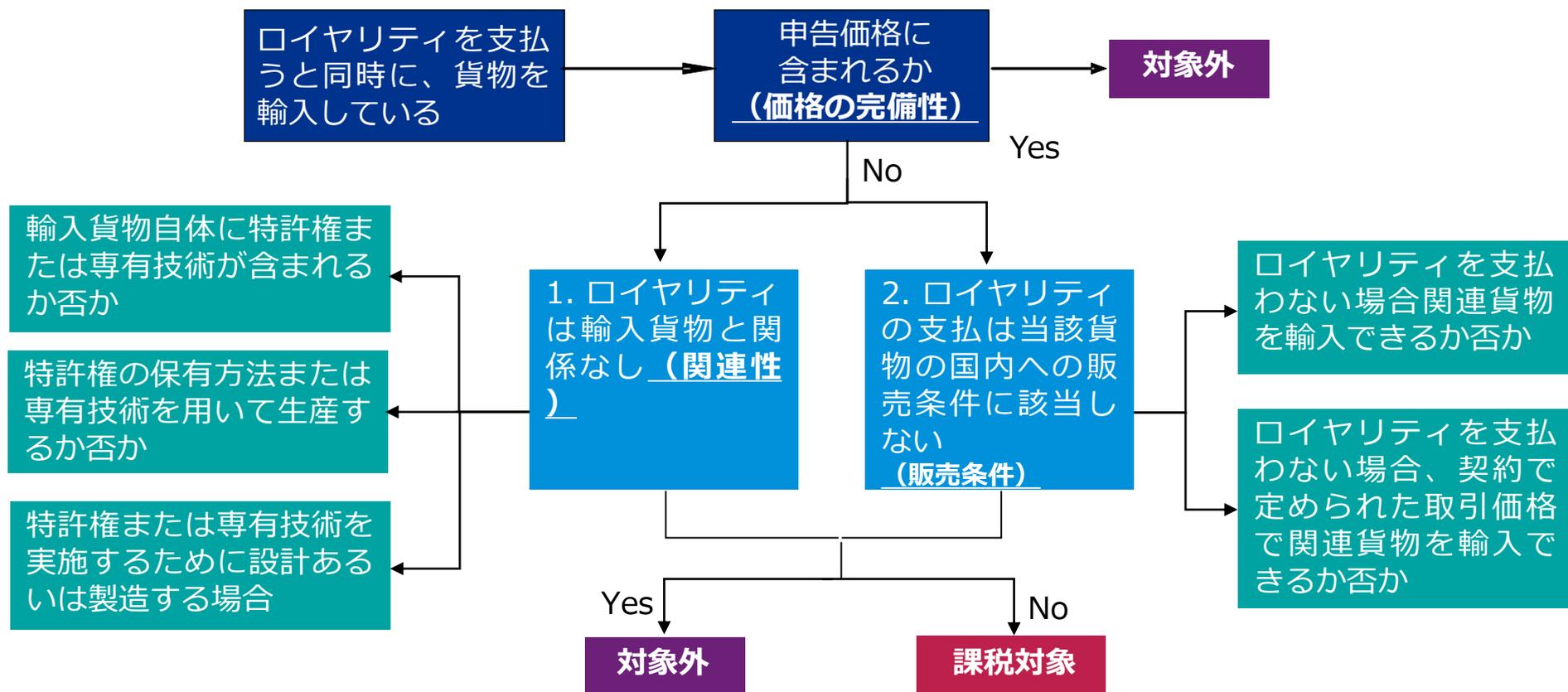
輸入価格調整項目



ロイヤリティの関税問題——税関のロイヤリティ課税に関する規定（1/2）



2014年2月1日に「中国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（税関総署第213号令）は施行された。その中、
 ✓ 輸入貨物の成約価格の判定および成約価格に加算すべき費用 → 価格の完全性判定（第7条、第11条）
 ✓ ロイヤリティ課税の根拠：1) 輸入貨物との関連性；2) 販売条件となる成約価格（第11条、第13条と14条）



ロイヤリティの関税問題——各段階の対応（2/2）

1. 定性段階：ロイヤリティが課税対象になるかについての判断

この段階の対応目的

- 課税対象外
- 課税対象外という目標が実現できなくても、この段階の関連作業は、次の段階のロイヤリティ按分計算の基礎になる。

ロイヤリティの対象技術と関連製品の認定はロイヤリティの按分にとって非常に重要である。そのため、この段階の対応において、次の定量段階に備えるための検討・分析が必要である。

2. 定量段階：ロイヤリティに関する課税額の計算

この段階の対応目的

- 目的：最有利の按分方法を選出
 - 分子の縮減
 - 関連貨物の税率
 - 分母の拡大
- 按分方法の選択は以下のことを考慮に入れるべきである。
 - 輸入貨物の構成と貨物の税率
 - 関連貨物の将来の輸入状況
 - グループ内のほかの中国法人への影響

税関の価格審査/調査と税務の移転価格調査との比較対照 (1/2)

税関 VS 税務



- 共通点： 独立企業原則
- 差異点： 税関と税務局は、企業の関連者取引価格の設定に対して審査の視点が異なる。
 - ▶ 異なる目的
 - ▶ 異なる評価方法

税関の価格審査/調査と税務の移転価格調査との比較対照 (2/2)

	税関	税務
調査対象	輸出入貨物の価格（ロイヤルティ）	関連引取（有形/無形）
関連者関係	支配従属関係に対する定量化比率なし	定量化比率ある
国際準則	WTO評価協定	OECDガイドライン
国内法則	213号令 《税関輸出入貨物課税価格に関する審査確定弁法》	2号文 《特別納税調整実施弁法》
注目点	取引者間の関連者関係は輸出入貨物の課税価格に影響を与えるか否か	取引者間の関連者関係は国内納税者の課税所得に影響を与えるか否か
審査の重点	各輸出入取引成約価格	関連者取引において、会社の全体利益水準、又は関連取引の価格水準
審査の頻度	貨物を輸出入する時の逐一審査、又は、貨物を輸出入した後の事後調査が多い	年毎に基づき、企業の経営状況に対し、事後審査を行うことが多い。
遡及期間	三年	最長期は十年
データベース	輸出入通関データベース/国際市場の価格情報	国際商用データベース（BvD）/納税申告情報

輸出入貨物通関申告書の新記入項目(20号通達) (1 / 3)

1) 特殊関係確認

- **内容** : 売買取引双方の間に特殊関係があるか否か
- **Yes/Noの判断** : 特殊関係の有無は持分基準、支配関係基準、販売ルート基準などによる

2) 価格影響確認

- **内容** : 1) はYesと答えた場合、取引双方の特殊関係が成約価格に影響を与えるか否か
- **Yes/Noの判断** : 輸入価格が関連税関評価方法(注記)による類似なものを証明できない場合「**Yes**」と記入する; 証明できる場合、「**No**」と記入する
- 納税者は関連する回答を立証する文書化資料の準備が必須

3) ロイヤリティ支払確認

- **内容** : 輸出入取引において、中国国内買い手は売り手若しくは関連者に直・間接的にロイヤリティを支払うか否か

- **Yes/Noの判断** :

ロイヤリティの支払	成約価格に含まれるか	輸入貨物との関連性	Yes/No
あり	No	あり	Yes
		確定できない	Yes
		なし	No
	Yes	N/A	No
なし	N/A	N/A	No



注記 :

- 同種または類似貨物の取引価格に基づく方法
- 国内販売価格に基づく方法
- 積算価格に基づく方法

輸出入貨物通関申告書の新記入項目(20号通達)(2/3)

三つの新記入項目を不正確に申告する場合の潜在リスク

内容	影響	関連税関部門
上記の三つの項目を不正確に申告しても、税関の規定に違反しない場合。	1年間の税金を追徴する	税関通関/調査部門
納税義務者が規定を違反した結果、税金の過少納付、又は申告漏れとなる場合。	3年間の税金及び延滞金を追徴する	税関通関/調査部門
輸出入貨物の価格、又は他の申告すべき項目を申告せず、或いは不正確に申告することにより、国家の税金徴収に影響を与える場合。	3年間の税金及び延滞金を追徴し、また、過去2年間の過少納付税額に基づき、30%—200%の罰金を徴収する	密輸調査部門
価格情報を故意に隠蔽、または虚偽申告することにより、税関管理を回避し、脱税となる場合。	密輸貨物、物品及び違法所得を没収し、且つ脱税額の三倍以下の罰金、又は、密輸貨物、物品などと同じ価格の罰金を徴収する。	
故意に間違った価格情報を申告し、金額が巨額となる場合。	一倍以上五倍以下の脱税額を罰金として徴収し、又は、財産を没収する。	

輸出入貨物通関申告書の新記入項目(20号通達)(3/3) KPMGが提供できるサポート：通関価格評価文書の作成



纷达商贸(北京)有限公司
海关估价分析
2012年11月

目录

一、介绍	2
二、背景及范围	2
交易双方的概述	2
纷达中国的具体职能	2
商业模式的变化	3
GAC 包含要素	3
三、对使用成交价格的要求	3
(一) 对使用成交价格的要求	3
真实发生的向中国出口销售行为	3
(二) 使用成交价格方法的限制	5
(三) 中国海关审定特殊关系是否影响成交价格的方法	5
四、有关关联企业间的产品相关费用支付安排的考虑	6
五、产品定价	9
六、结论	10

附件 A - EXDC 和纷达中国的集团内部交易图
附件 B - 独立文件
附件 C - 可比公司选择标准
附件 D - 财务报表
附件 E - 公司内部控制
附件 F - 进口数据
附件 G - 价格表

KPMGが作成した通関価格評価文書の内容は以下の内容を含みます。

- 企業のビジネスモデル及び運営状況
- 企業の移転価格政策
- 通関価格評価に係る法規
- 移転価格政策の執行状況を反映できる取引サンプル
- 通関価格評価とその他の税関要求に応じた企業の移転価格政策と執行状況に対する評価

企業信用管理弁法に関する紹介 – 新税関格付方法（1/4）

海外のAEO制度やC-T PATと整合性を図りシームレスな通関業務を実現するために、税関総署令第225号において、現行の税関信用評価及び企業の格付方法に対し改革を行った。具体的な変更は以下の通りである。



注： AEO – Authorized Economic Operator
C-T PAT – Customs-Trade Partnership Against Terrorism

高級認証企業的主要なメリット：

- 輸出入査検率が比較的低い
- 税関より指摘を受けた場合、貨物を優先的に通過させられる
- 国外においても迅速的な通関手続きができる
- 加工貿易において加工貿易保証金台帳制度が実施されない

認定の取得に関する主な考察点

- 日常の輸出入におけるコンプライアンス遵守状況
- 税関における企業の内部統制状況
- 輸出入業務プロセス標準化状況

経過措置

- 現在のAA類企業は自動的に高級認証企業へ認定される
- 現在のA類企業は一般認証企業に一時的に認定されるが、3年以内に認証再取得が必要となる可能性がある

企業信用管理弁法に関する紹介 – 新税関格付方法 (2/4)

高級認証・一般認証企業基準

2014年11月、税関総署は、「税関認証企業基準」(税関総署公告2014年第82号)を公布し、高級認証・一般認証の認証基準に以下のことが含まれることを規定しています。



企業信用管理弁法に関する紹介 – 新税関格付方法 (3/4)

高級認証・必要な書類一覧

2 会社の経営管理活動の記録					
2.1 内部業務研修	税関業務研修	社内研修の記録 高級管理職が税関の法律法規などの関連管理規定の内部研修に参加した証明書類			
	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの研修記録			
	職員のセキュリティ確保研修	職員に対して実施されたサプライチェーンの安全管理に関する目的的な教育研修の記録			
	災害危機管理研修	職員が災害や緊急事故などの非常事態に対する対応及び処理能力の研修記録			
2.2 内部監査ファイル		内部監査ファイルをご提供ください。			
2.3 責任追及		輸出入業務に関する発見事項又は違法行為に対する責任追及の記録 企業職員及び委託職員が許可を待たずに貨物の通関を無断で行うこと、税関の名称を使用して不当利益を取得したこと、税関職員に賄賂を行うことなどの行為に関する責任追及の記録			
2.4 輸出入記録		輸出入サービスを提供する企業（運送企業を除く）の帳簿及び輸出入サービス提供の関連記録（委託書、サービス提供のためのインボイス（控帳り、記憶帳り）などを含む）			
2.5 場所のセキュリティ確保		フェンスの点検及び修理の記録 アラームシステムの定期的な点検及び保守の記録、アラーム記録 鍵の受け渡し管理記録			
2.6 進入のセキュリティ確保		来訪者の記録 不審者又は危険分子の発見によるポナース支給記録（該当する場合）			
2.7 職員のセキュリティ確保		職員リスト（氏名、生年月日、身分証明書番号、職務を含む） 職員台帳（異なる職位10名の職員台帳をご提出ください。）			
2.8 ビジネスパートナーに関するセキュリティ確保		ビジネスパートナーとの業務提携契約書、協議又はその他の文書（5部ご提供ください。） ビジネスパートナーを定期的に監査・検査した記録			
2.8 コンテナのセキュリティ確保		コンテナの検査記録 コンテナのシール（封印）の発行記録			
3 通関書類					
3.1 税関が発行した証明書、法的文書		3つ以上の税関より発行された証明書、法的文書をご提供ください。			
3.2 物流、伝票の流れ、情報の流れに係る統制		下記の物流、伝票の流れ、情報の流れの統制に関する書類をご提供ください。 1. 10部以上の加工貿易及び保税輸出入の伝票をご提供ください。 2. 10部以上の発見税業務（無償支給設備を含む）の伝票をご提供ください。 3. 10部以上の保税物流及び保税品販売の発見税業務（無償支給設備を含む）の伝票をご提供ください（該当する場合） 4. 10部以上の一般貿易の輸出入伝票をご提供ください。 5. 上述の4種類の貿易方式を除き、10部以上のその他の貿易方式の輸出入伝票をご提供ください（該当する場合）。			
4 外部監査及び証明書類					
4.1 監査法人が作成した当年度の監査報告書		2015年度監査報告書をご提供ください。			
4.2 その他の証明書類		公安機関が発行した、企業の法定化審査（責任書）、税関業務を担当する高級管理職及び財務責任者が2年以上にわたる経験がないことを証明する経験証明書類、又は企業の勤務者が発行した自己宣誓 刑事事件の判決書（企業の法定化審査（責任書）、税関業務を担当する高級管理職及び財務責任者に犯罪記録がある場合のみ） 下記のような企業に関する資格認定証明書（該当する場合） 1. 税関特殊監査管理区域内の企業 2. 国家が推奨・支援している情報技術、省エネ・環境保護、新エネルギー、ハイエンド設備の製造、新材料などの産業のいずれかに従事している企業 3. 中華進出口商会などの全国性的な業界団体から「優秀進出口商」などに認定された企業 4. 中華進出口商会輸出実行部統制の加盟企業であり、かつ1年以上のアンケート即時回収率が90%以上に達し、アンケートの回答と輸出の成長ペースとの適合率が0.3以上である企業、若しくは輸入貨物利用動向検査又はその他の増利統計検査の加盟企業に該当し、かつそのアンケート即時回収率及び再検査における正確率が90%以上である企業。 5. 税関による通関業務の企業保証体制の実施に積極的に協力し、かつ四半期ごとの通関業務保証の即時率及び正確率が、4四半期連続で全平均水準を超える企業。			

番号	必要書類	詳細内容	収集済み	収集中	関連なし/なし	KPMGのコメント
1 社内規程						
1.1 組織構成に係る内部統制	組織構成	輸出入業務部門、財務部門、内部監査管理部門などを含む各部門の職務分掌が明記された書類				
	内部統制	高級管理職の職務分掌が明記された書類 内部研修制度の書類				
1.2 輸出入業務に係る内部統制	伝票・証書	輸出入に関する通関書類の再審査・修正制度又は手続を含む書類をご提供ください。				
	伝票・証書の保管	輸出入に関する伝票・証書管理に関する文書をご提供ください。				
1.3 内部監査に係る内部統制	内部監査制度	内部監査制度に関する文書をご提供ください。				
	責任追及制度又は責任追及に関する措置	下記の責任追及制度又は責任追及するための措置に関する文書をご提供ください。 1. 輸出入業務に関する発見事項又は違法行為に対する責任追及制度又は関連措置。 2. 企業職員及び通関職員が許可を待たずに貨物の通関を無断で行うこと、税関の名称を使用して不当利益を取得すること、税関職員に賄賂を行うことなどの行為に関する責任追及制度又は関連措置。				
	改善制度又は措置	下記のような改善制度又は措置に関する書類をご提供ください。 1. 税関業務を担当する高級管理職が具体的な業務改善を直接担当するなど規定を定めた文書。 2. 税関により指摘された改善事項及び改善実施状況に関する書面記録。				
1.4 情報セキュリティ管理制度		製造・経営、輸出入又は通関代行の情報セキュリティ管理に関する文書をご提供ください。				
1.5 場所のセキュリティ確保措置		荷役目録に記載されていない貨物及び権限のない者が特定の場所、貨物の検部・保管エリアへの出入を検査・防止するための制度 門の出入り管理すること職員と来訪者を管理し、企業の資産を保護するための措置を定めた文書				
1.6 職員のセキュリティ確保措置		採用予定の職員及び在職中の社員に対する定期考課規程 職員の退職規程				
1.7 ビジネスパートナーに関するセキュリティ確保措置		ビジネスパートナーのサプライチェーンの安全性に関する評価・要求・検査制度				
1.8 貨物のセキュリティ確保措置		サプライチェーンにおける輸送、運搬及び保管中の貨物の完全性・安全性を確保するための措置を定めた文書				
1.9 コンテナのセキュリティ確保措置		コンテナの完全性を確保するため、許可を受けていない貨物又は人員の混入を防止する措置を定めた文書 コンテナ及びトレーラーのセキュリティ確保に関する文書				
	1.10 通関員のセキュリティ確保措置	通関員(トレーラー)の安全性を確保するため、権限のない人員又は物品の混入を防止する措置を定めた文書				
1.11 緊急事態への対応措置		災害や緊急事故などの非常事態対応策				

企業信用管理弁法に関する紹介 – 新税関格付方法 (4/4) AEO認証への対応 – KPMGが提供できるサポート

フェーズ1：事前レビューと改善点の提案

本段階の主要目的は、税関総署より公布された「税関高級・一般認証企業標準」に基づき、中国税関の視点から貴社の税関業務に対して評価を行い、貴社の税関業務管が関連する高級・一般認証基準に合致するか否かについて分析し、また、改善が必要となる事項の改善案及び次段階の認証申請についての戦略をご提供致します。

フェーズ2：高級・一般認証企業申請資料の準備における協力

「税関高級・一般認証企業標準」の関連規定に基づき、貴社は税関高級・一般認証企業を申請する場合に、関連説明材料を準備しなければならない。

フェーズ3：税関認証過程における協力

貴社の認証作業を展開する際に、税関は関連問題、資料の提出、または、会議及び現場作業の展開などを要求される可能性があります。必要となる場合、我々は、貴社の税関認証作業をサポートさせて頂くことが可能です。

03

BEPS行動計画における移 転価格の最新動向



中国移転価格法規の全面改訂



最新の移転価格文書化制度 – 日本と中国の対照 (1/5)

MF-J: 日本親会社が作成するマスターファイル
 LF-J: 日本親会社が作成するローカルファイル
 MF-C: 中国子会社用マスターファイル。同時文書(「同期資料」)
 LF-C: 中国子会社用ローカルファイル。同時文書(「同期資料」)

BEPS行動計画 13報告書	マスターファイル (MF-J)	ローカルファイル (LF-J)	国別報告書 (CbCR)
	日本の親会社 作成 (日本語 or 英語) (条件に該当する場合)	作成 (言語指定なし) (条件に該当する場合)	作成 (英語) (条件に該当する場合)
中国42号公告	マスターファイル (MF-C)	ローカルファイル (LF-C)	国別報告書 (CbCR-C)
	中国の子会社 作成/日本のMFに加筆・中国語訳 (条件に該当する場合)	同時文書 (「同期資料」) 作成 (中国語) (条件に該当する場合)	「企業年度関連業務往来報告表」の一部に含まれた。 ほとんどの日本企業は 作成不要 (空欄で提出)

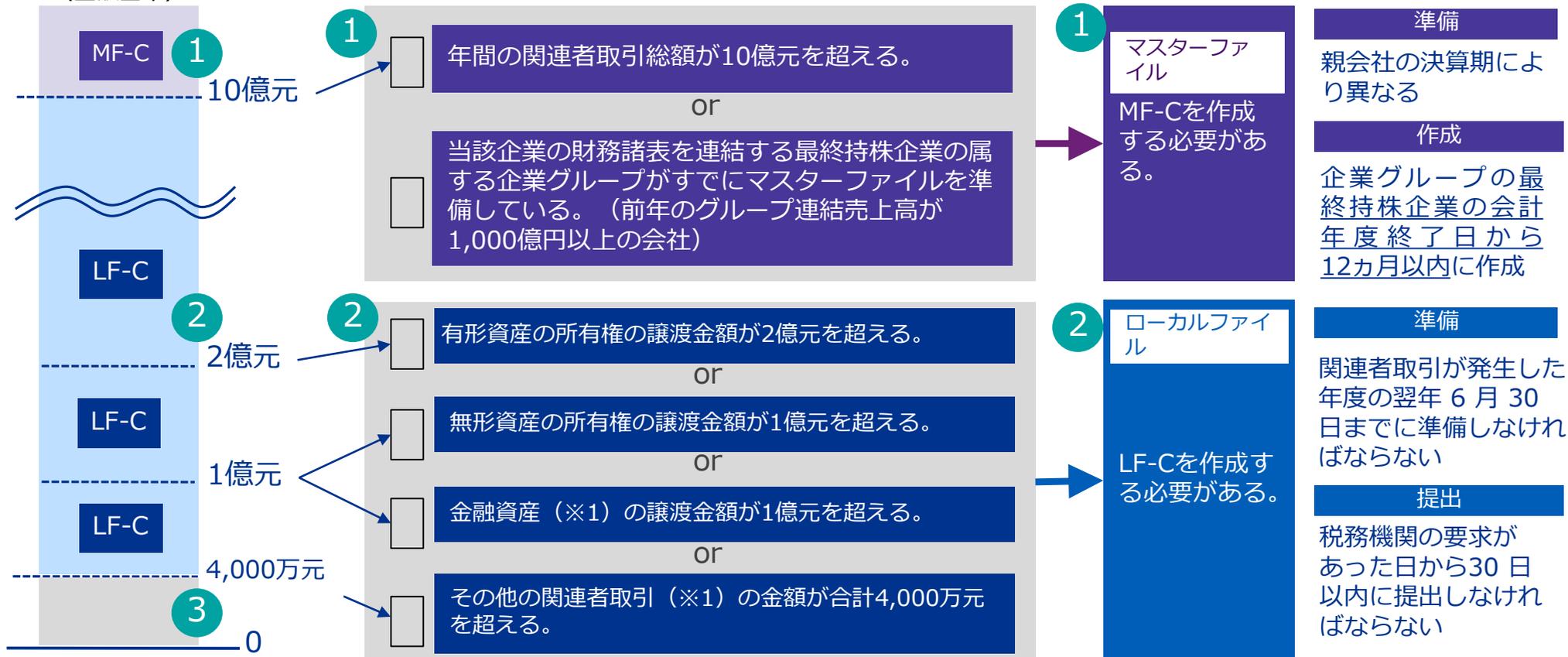
留意点

- 42号公告は、BEPS行動計画13が推奨する移転価格文書化の内容(国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの三層構造)を取り入れた
- マスターファイル (MF-C) およびローカルファイル (LF-C) を同時文書として作成する
- また、国別報告書は納税申告書添付資料(「企業年度関連業務往来報告表」)の一部として作成する。(ただし、ほとんどの日本企業は条件に合致しないため、作成不要(空欄で提出))
- 日本の親会社が日本国税に提出する国別報告書(各国の収入所得・各社収入所得・機能リスク等)は中国当局と自動的にやり取りされるので、MF-C、LF-Cと平仄を取る必要がある。

最新の移転価格文書化制度 – 42号公告における中国子会社の作成義務の判定(2/5)

1. 関連者取引が、中国国内の関係者とのみに限定される場合、中国子会社用のMF-CおよびLF-Cの作成義務はない。
2. 関連者取引が、中国国内の関連者に限定されず、中国国外の関連者との取引もある場合で、以下のいずれかに該当する場合、中国子会社用のMF-CやLF-Cを作成する必要がある。

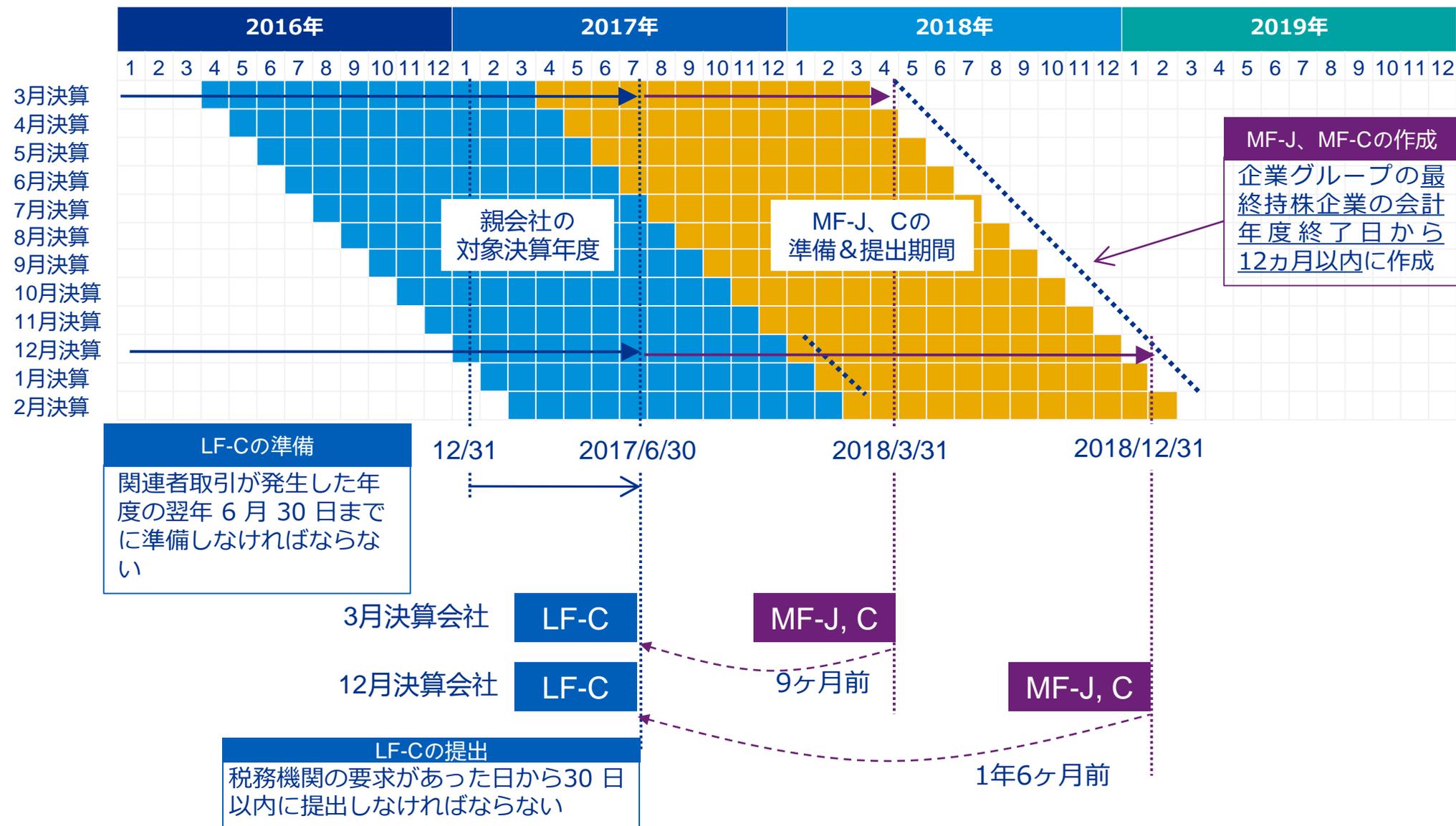
(金額基準)



※1: 金融資産には売掛金、受取手形、その他未収入金、持分投資、債権投資および金融派生商品により形成された資産等を含む。その他の関連者取引は関連者役員取引、および有形資産と無形資産の使用権の譲渡(すなわちレンタル料とロイヤリティ)等を含む。

最新の移転価格文書化制度 – 準備及び提出期限(3/5)

(1) 日本親会社の対象決算年度、MF-J準備&提出期間 と (2) 中国子会社のMF-C、LF-Cの準備&提出期間



最新の移転価格文書化制度 – 42号公告における各文書の注目点(4/5)

マスターファイル

- 主な研究開発機関の機能、リスク、資産と人員など、企業グループ内各事業実体が締結した二国間APA（BEPS 報告書はユニラテラルAPA の開示を要求する）、および企業グループの国別報告書を準備、提出する法人の名称と所在地の記載を要求している
- 細かな点において、BEPS行動計画と異なる点があるため、親会社のマスターファイルをそのまま使用できるわけではない

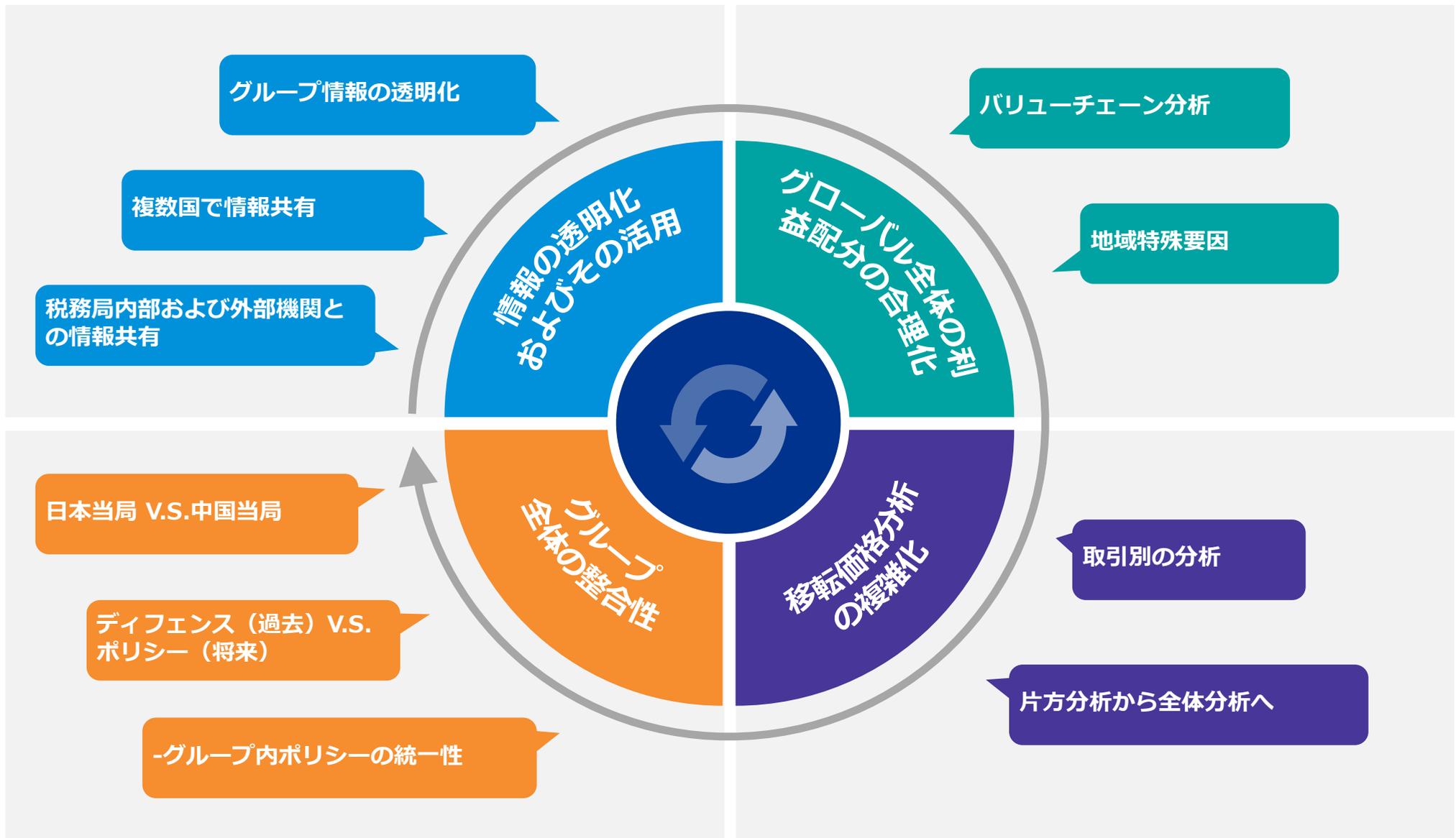
ローカルファイル

- “ロケーション・セービング、マーケット・プレミアム等の地域特殊要因について、具体的に説明すべきとされている”
- “「いずれの移転価格算定方法を選択するかを問わず、グループの全体利益または残余利益に対する企業の貢献について説明しなければならない”としている。これらの記述により、ローカルファイルから、機能リスクと利益配分との不整合がこれまでよりも容易に見つかることとなる
- バリューチェーン分析と価値貢献についての説明は、新たな要求の中で特に注意を要する項目である。納税者は、関連者間取引のバリューチェーンだけではなく、グループ全体のバリューチェーンや、価値貢献について分析することが求められている。このためには、グループ全体の機能分析や経済分析を行う必要がある
- マスターファイルを準備する必要のない企業であっても、本社と適切にコミュニケーションし、各中国子会社のローカルファイルを準備し、矛盾や不整合を回避する必要がある

国別報告書

- 居住者企業は、企業年度関連取引往来報告表を申告する際、以下の二つの状況において国別報告書を記入しなければならない
- 居住者企業が多国籍企業の最終持株会社であり、前事業年度の連結売上高が55億人民元を超える場合
- 当該居住者企業が、多国籍企業グループによって国別報告書の提出企業に指定された場合

最新の移転価格文書化制度 – 42号公告への対応方針(5/5)



新移転価格体系における税務局の注目点



新移転価格体系における税務局の注目点

- 中国地域特殊要素による利益への貢献度(1/9)

01

優良なインフラ整備

- 税収の本質：インフラ整備・サービスに対する請求
- 多国籍グループが利益分配の際にその点について考慮及び重視すべき

巨大な中国市場

- 巨大なマーケット及び購買力
- グローバル的な独特性、その他中小発展途上国が比較できない

02

03

付加価値が高い役務

- 付加価値の高い役務の提供者の賃金給与が低いレベルにあることによるコストセービング
- 研究開発・ソフトウェアデザイン業界

今後の**移転価格調査**、**事前確認**及び**相互協議**において十分に考慮される

新移転価格体系における税務局の注目点 - 現地における研究開発活動(2/9)

現地における研究開発による無形資産への価値貢献



現地化研究開発、又は受託研究開発は本社による意思決定の下で行われるに関わらず、**具体的な戦略、リスク負担、資産利用、重要な人員導入**などの特徴を有し、価値創造において特定な役割を果たしている。本社の意思決定はそれなりの利益を取得すべきだが、現地化又は受託研究開発による無形資産への価値貢献を無視すべきではない。法的手段でそれに該当する超過利益をグループの国外関連会社、特に税負担が低い関連会社に移転すべきではない。



受託研究開発は付加価値が低い一般的なグループ内役務ではない



受託研究開発は一般的なグループ内役務ではなく、低いコストマークアップ率で報酬額を計算すべきではない。**研究開発人員の導入、研究開発成果の利用及び研究開発に関わるコストセービング**などの要素を勘案し、受託研究開発に対して十分な補填を与えるべきである。



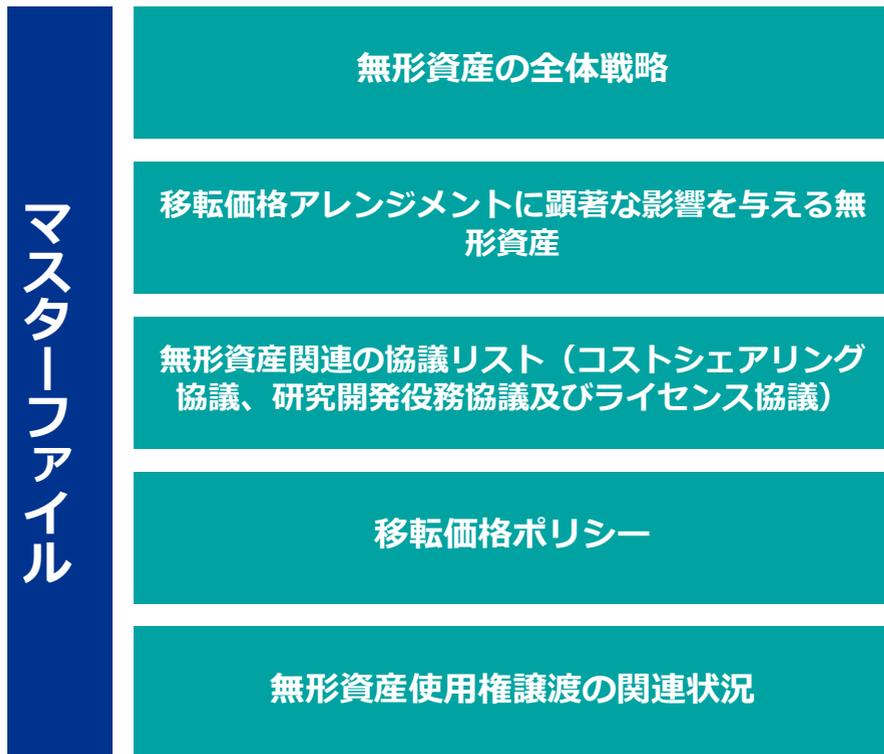
法的所有権と経済的所有権の分離



無形資産の法的所有権のみを有し、又は資金の提供のみに従事し、関連の機能及びリスクを負担する企業は、独立企業間原則に従い、それに応じる分だけの報酬額しかを取得できず、無形資産の超過利益を取得すべきではない。



新移転価格体系における税務局の注目点 - 無形資産に対する更に全面的な開示を要求(3/9)



企業に影響を与える無形資産の譲渡状況及びその影響分析

取引の価格設定に影響を与える要素分析において、関連者取引に係わる無形資産及びその影響を強調

フォーカル

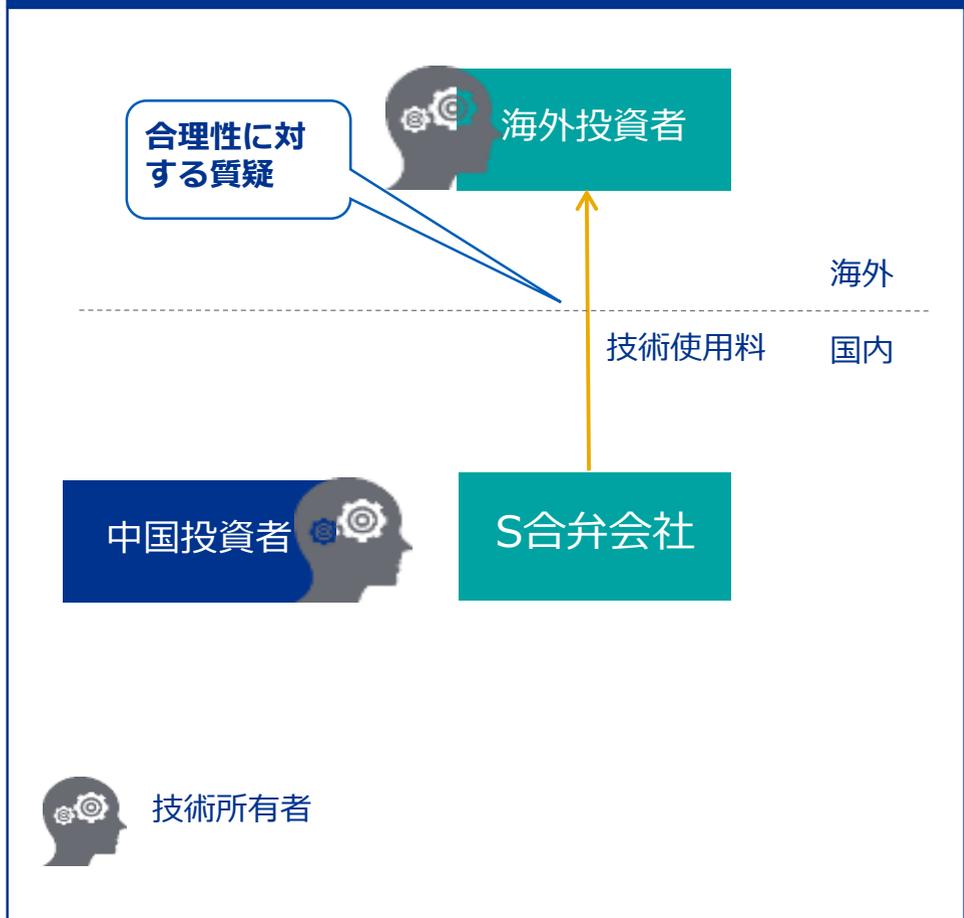


新移転価格体系における税務局の注目点 - 無形資産使用权のケーススタディ(4/9)

事実背景

- S会社は中外合資化学企業であり、基本状況は以下の通りである
 - 企業の経営状況から見ると、利益水準が比較的
低く、変動が大きい
 - 企業の利益状況から見ると、所得税収優遇期
以降、基本的に赤字の状態にある
 - 技術使用料から見ると、企業は海外にある合資
者に高額な技術使用料を支払っていることにも
かかわらず、それに相応する利益を取得できな
かった。技術性が低い工程に対し技術使用料を
計上し、料率調整なく固定料率で技術使用料を
年々支払っている
- 双方交渉を経て、税務当局はS会社が支払ったロイヤ
ルティの損金算入を認めず、企業所得税（合計9,500
万元）及び関連利息（合計1,495万元）を追徴した

関連者取引流れ図



新移転価格体系における税務局の注目点

- 業務再編の経済的な本質 (5/9)

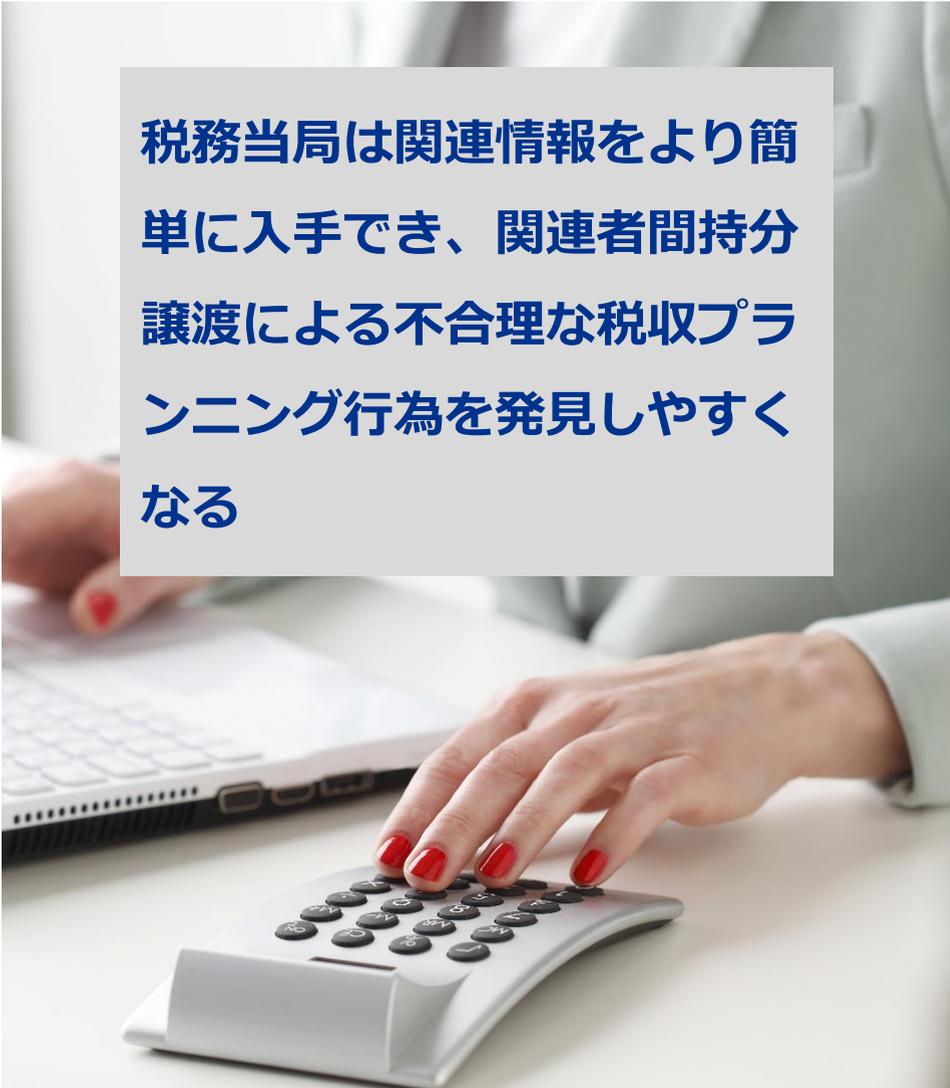
42号公告は同時文書に開示される内容に対する要求は以下の通りである。

マスターファイル：

- グループの会計年度において発生した業務再編、産業構造調整、グループ内企業が担当する機能・リスク、資産譲渡
- グループの会計年度において発生した企業の法的形式変更、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分立など

ローカルファイル：

- 持分譲渡概要：背景、関与者、時間、価額、支払方法及び持分譲渡に影響を与えるその他要素が含まれる
- 持分譲渡ターゲットの関連情報：ターゲットの所在地、譲渡者の株式取得時間・方法・原価、譲渡収益などが含まれる
- デュー・ディリジェンス報告又は資産評価報告などの持分譲渡関連のその他情報

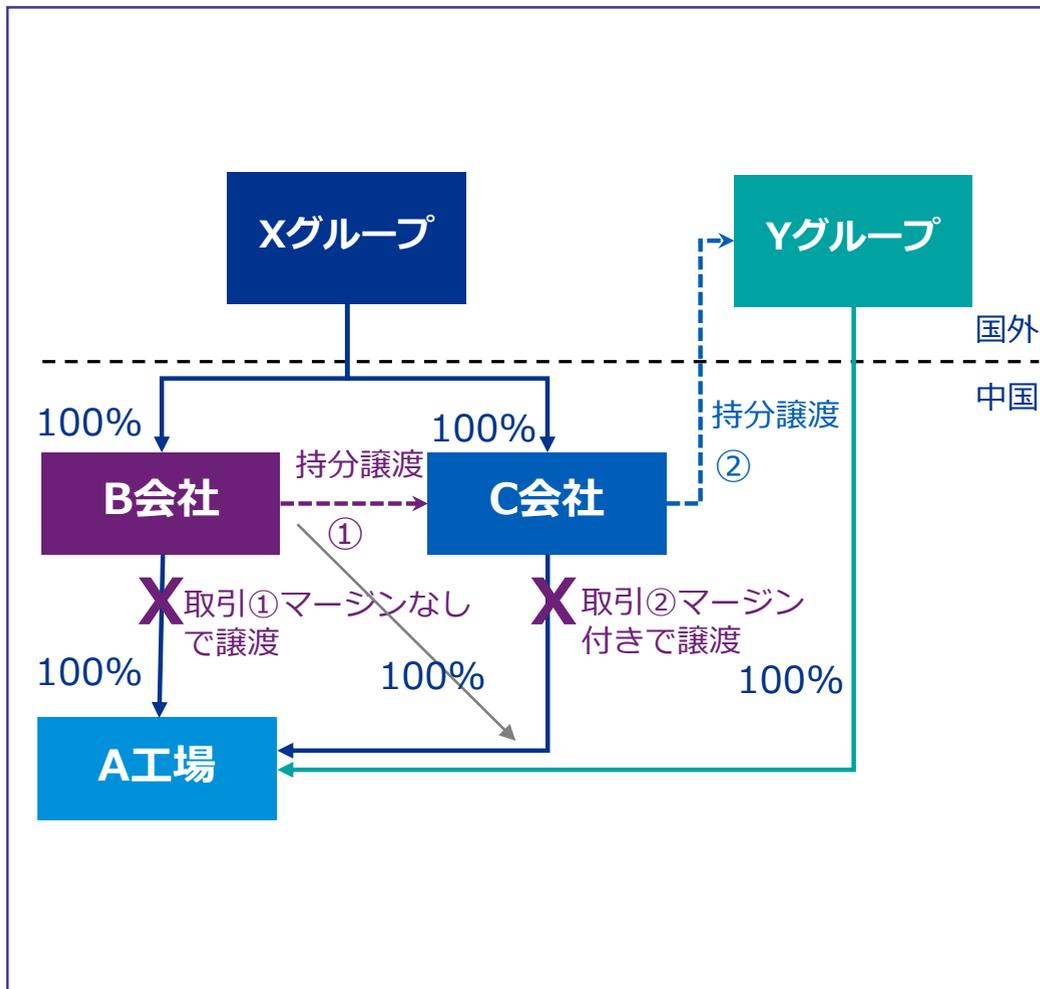


税務当局は関連情報をより簡単に入手でき、関連者間持分譲渡による不合理な税收プランニング行為を発見しやすくなる

新移転価格体系における税務局の注目点

- 業務再編の経済的な本質 (6/9) (続き)

ケーススタディ



- B会社はXグループの中国内独資子会社であり、2013年から所有するA工場の株式をグループ内兄弟会社のC会社に譲渡していた
- 譲渡期間中にC会社は赤字状態にあり、B会社はマージンなしでA工場の株式をC会社に譲渡した
- 譲渡完了後に、C会社はすぐにA工場の株式をマージン付きで第三者のYグループに譲渡し、それによる譲渡収益を以前年度欠損の補填に利用された
- 持分譲渡行為が全体終了後、YグループはA工場の100%株式を取得し、B会社がA工場に対する1億元の投資は、3.7億元で売却したが、Xグループは2.7億元の持分譲渡収益に対し1,350万元の企業所得税しか支払わなかった

問題：2回にわたった持分譲渡の取引はそれぞれ合理的な商業実質を有するか？マージンなしで譲渡することは株式の公平価値を反映させているか？

留意点：業務再編には合理的な商業目的及び経済的実質を有するべきである

新移転価格体系における税務局の注目点 - 役務費シェアリング協議 (7/9)

コストシェアリング協議情報の開示



- コストシェアリング協議が既に締結されて発効中の企業が対象となる
- 企業は締結したコストシェアリング協議及び本報告年度において協議の実行状況に基づいて記入する
- グループ役務費アレンジメントに関して、受益者、需要者、価値創造、真実性、補償性、重複性に対する6つのテスト
- 協議のうち、各関与者のコストシェア比率、計算方法、支払金額及び方法などが含まれるべき

法規における変更点に注目



- 42号公告における特殊事項文書
- 審査制から届出制に変更し、実務上の実行可能性が高まる
- 関連者とコストシェアをする際に、関連コストはそれによる予測収益と合致することが強調される
- コストシェアリング協議に係わる無形資産又は役務の予測収益に対して合理的に計算し、利用されるパラメータは無形資産又は役務の特徴を反映すべきである

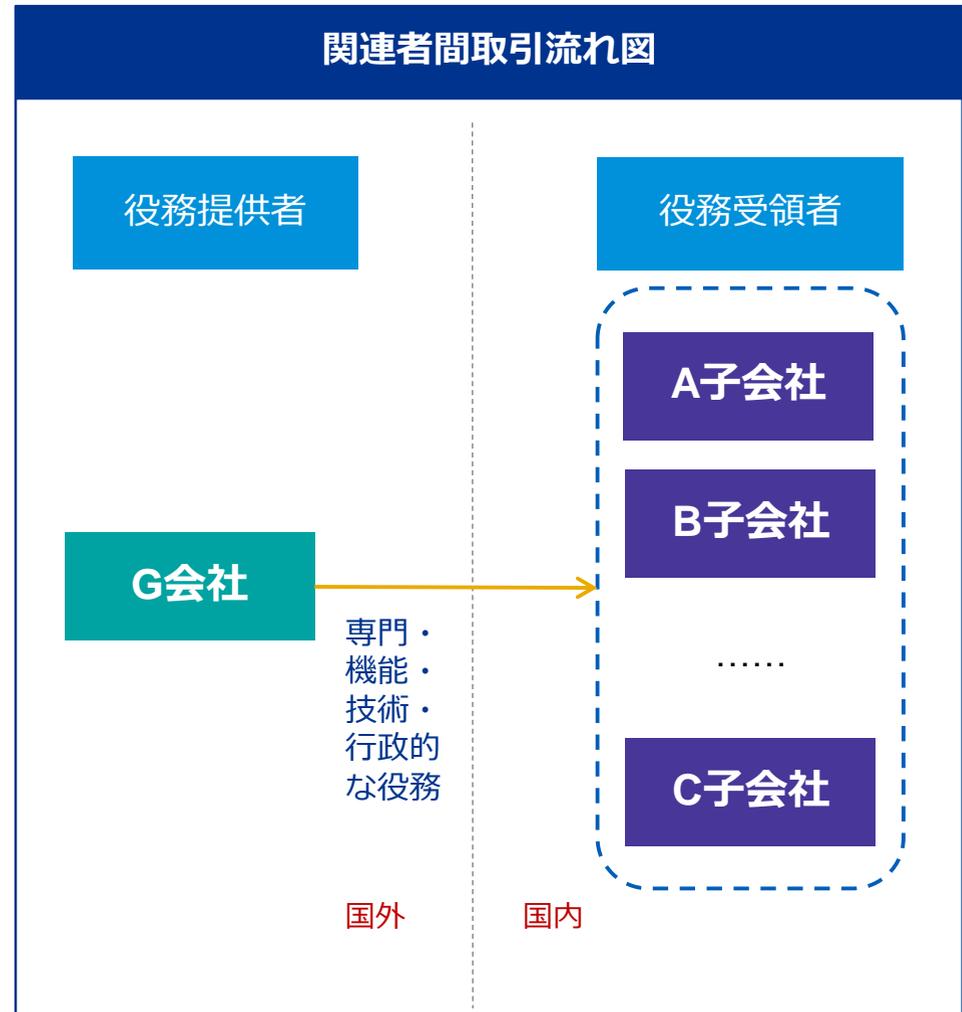
新移転価格体系における税務局の注目点 - 役務費シェアリング協議(8/9) (続き)

ケーススタディ

事実背景

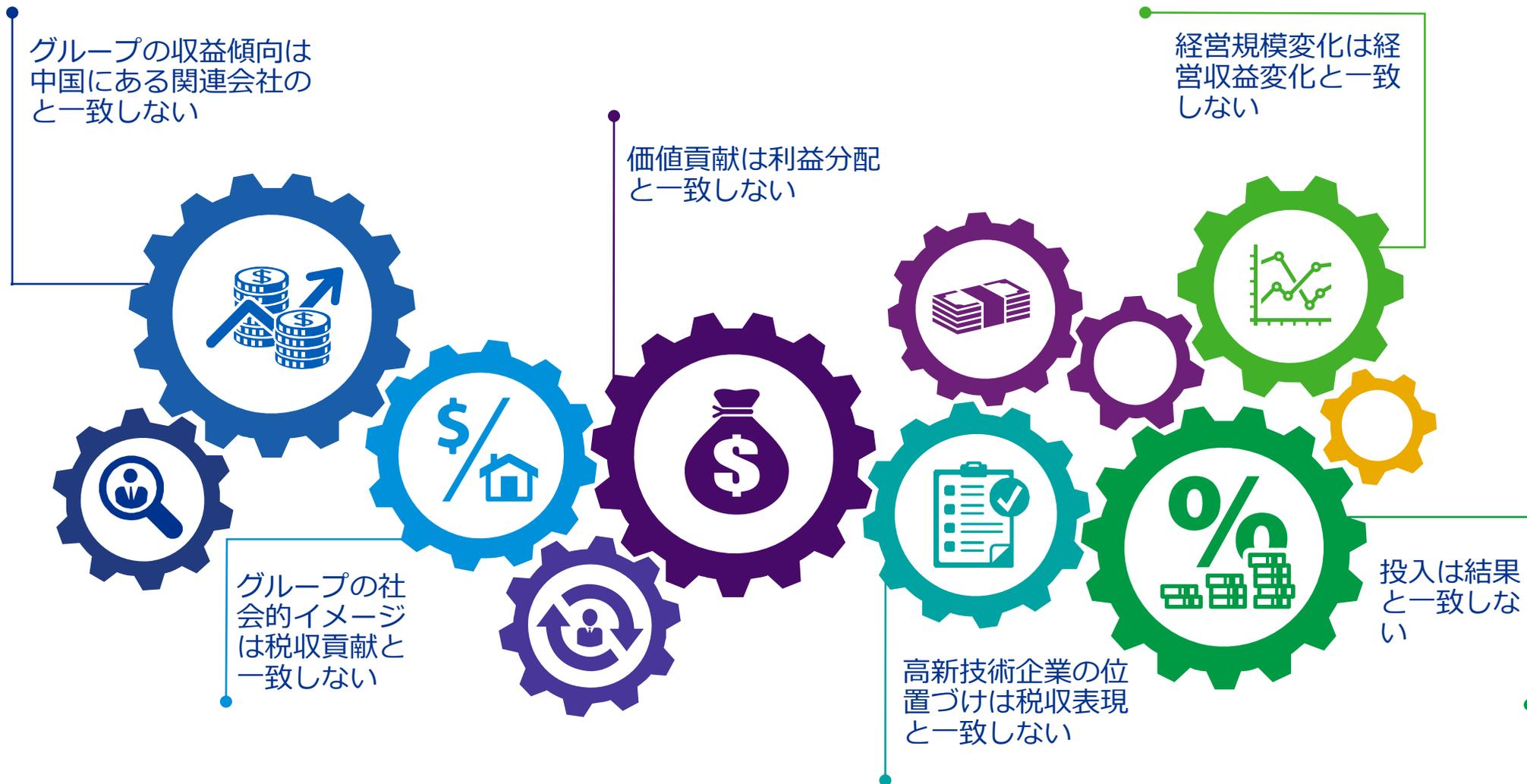
- Gグループは本社が香港に所在する香港証券取引所上場している多国籍企業であり、複数の中国内子会社を有している
- G会社は傘下の子会社に専門・機能・技術・行政的な役務を提供している
- グループ内の役務費シェアリング事項を規範するため、当社は去年において、某市の8社子会社（国税管轄6社、地税管轄2社）に関わるグループ内役務費シェアリング管理協議に対して、それぞれ現地の主管国税及び地税に申請を提出した
- 申請期間中に、税務当局はシェアリング対象企業の調整、シェアリング比率及びコストマークアップ率について納税者と検討し、役務費シェアリング事前管理協議を締結した

関連者間取引流れ図



新移転価格体系における税務局の注目点

- 税務当局が注目するミスマッチ行為 (9/9)



04

BEPS行動計画における PEの最新動向



PEの最新動向（1/5）

BPES行動計画における今後PE判定の厳格化

OECDが2015年10月に公布した15項目のBEPS行動計画のうち、行動計画7「恒久的施設（PE）認定の人為的回避防止」は、「OECDモデル租税条約」及びディスカッション第5条のPE定義に対し大幅な改正を行った。

BEPS行動計画におけるPE定義の改正方向

- 非独立代理人PE判定原則は形式より実質を重視
- 準備的、補助的活動による免除適用の厳格化

今後の見込み

- 租税条約関連条項の更新
- 国家税務総局によるPE認定及びPEによる利益帰属判定に関する新ガイドライン
- 各地の税務局による新たなPE課税事例

PEの最新動向 (2/5)

非独立代理人PE判定—「形式より実質を重視」原則へ

現行規定

企業名義で契約を締結する権限を有し、かつ当該権利を常習的に行使する場合、いかなる活動(準備的、補助的活動を除く)を行っても、他方の締約国の企業が一方の締約国内でPEを有すると見なされる

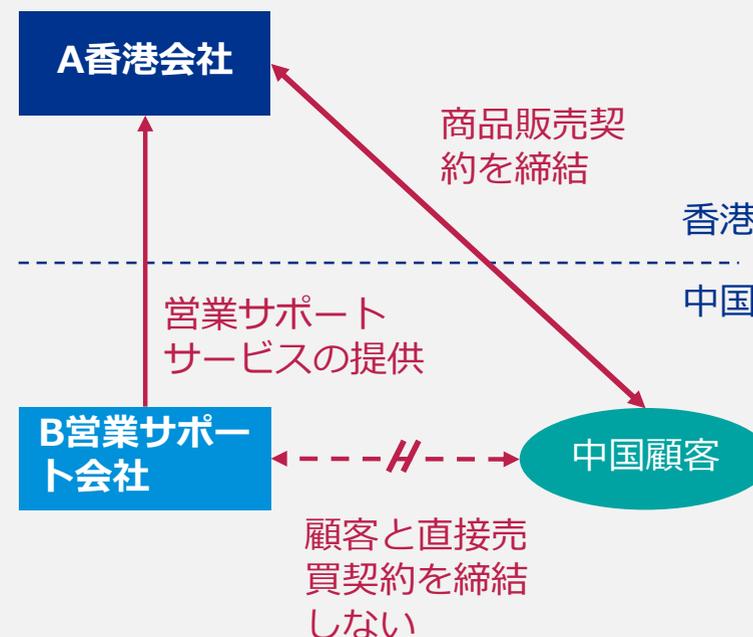
OECDの改正案

一方の締約者内で他方の締約者の企業に代わって行動する者(独立代理人を除く)が、契約を締結する権利を常習的に行使し、又は契約の締結において重要な役割を果たしているが、当該企業が契約に対して実質的な修正を行わず、かつ当該契約が下記のいずれかの条件に該当する場合、当該一方の締約者内にPEを有するものとされる

- 当該企業の名において契約を締結する場合
- 当該企業が保有する若しくは使用权を有する資産の所有権の移転又は使用权の付与に関わる場合
- 当該企業の役務提供に関わる場合

日系香港企業への影響：

- 非独立代理人PEの判定基準をより厳格化、主観化
- 日系香港企業と華南サービス会社との間の組織形態と商流形態への影響
- 仕入サポート業務も類似の問題が存在している



PEの最新動向 (3/5)

準備的、補助的活動による免除適用の厳格化

現行規定

以下のいずれかに該当する場合、PEと認定されない。

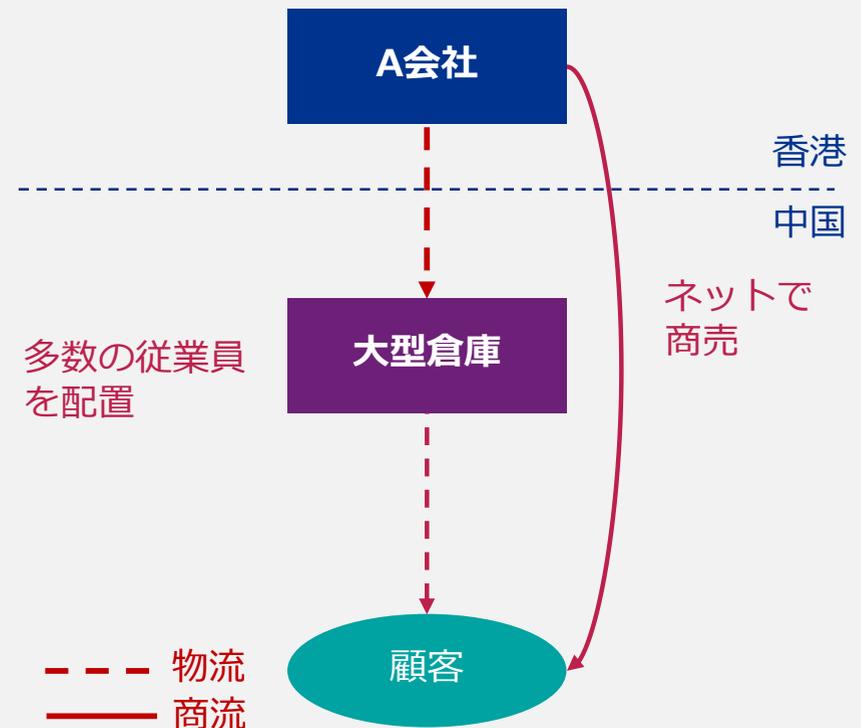
- a) 企業に属する物品又は商品を専ら保管し、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること
- b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること
- c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること
- d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し、又は情報収集のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有する
- e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること
- f) (a)~(e)に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること

OECDの改正案

準備的、補助的な性格の活動の定義を更に厳格化した。例えば、以下のいずれかの場合があれば、当該活動は準備的、又は補助的な性格を有することを認めず、PEに認定されるべき：

- a) 高い比率の資産及び多数の従業員の配置
- b) 販売又は代理販売活動のコア部分を構成する
- c) 企業が固定の営業場所を利用した貨物の保管及びアフターサービスの提供

- A社は、同社が所有するインターネットを通じて中国の顧客に商品を販売する
- 商品の保管及び引渡のために、A社は中国で1カ所の大型倉庫を運営し、多数の従業員を雇用した



PEの最新動向 (4/5)

準備的、補助的活動による免除適用の厳格化

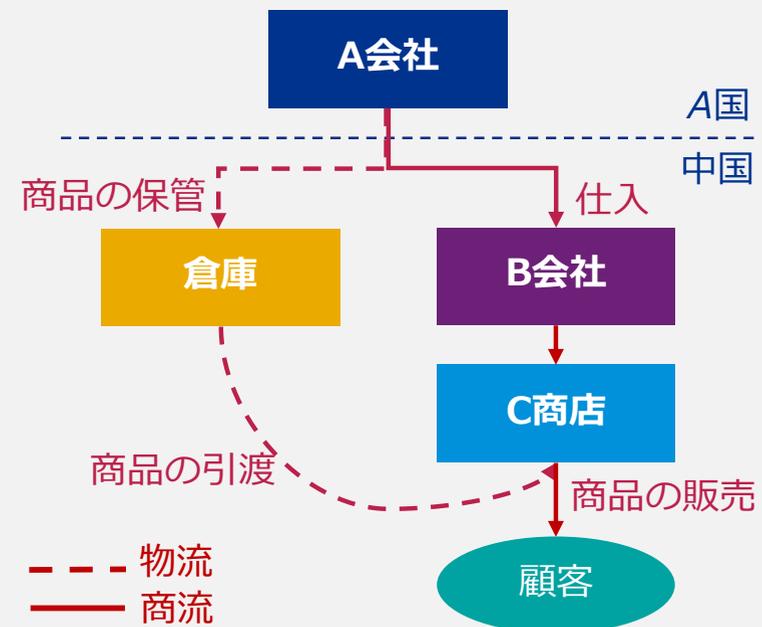
OECDの改正案

1) 企業は、固定の営業場所を使用し、又は設置し、さらに同社又は関連企業が同場所若しくは同一国にある他の拠点で経営活動を行い、且つ下記のいずれかの条件に該当する場合、PEと認定される：

- 同一場所又は同一国にある他の拠点が、当該企業又は関連企業のPEを構成する場合；若しくは、
- 当該企業又は関連企業が同一又は複数の場所で行う活動が、全体的に準備的・補助的活動に該当しない場合

2) さらに当該企業又はその関連企業が同一若しくは複数の場所で行う営業活動が、全体の事業運営の一部として相互補完的な機能を有する場合、準備的・補助的な活動に該当せず、PEと認定される

- A社は電器の生産販売に従事している
- B社はA社の完全子会社であり、A社から仕入れた電器を販売するために、C商店を設立した
- また、A社は中国で倉庫を有し、C商店で展示する商品を保存する。顧客が商品を購入する際に、B社は倉庫へ行って商品を購入し、顧客に引き渡す。商品の所有権は倉庫から出た際にA会社からB会社に移転する



PEの最新動向 (5/5)

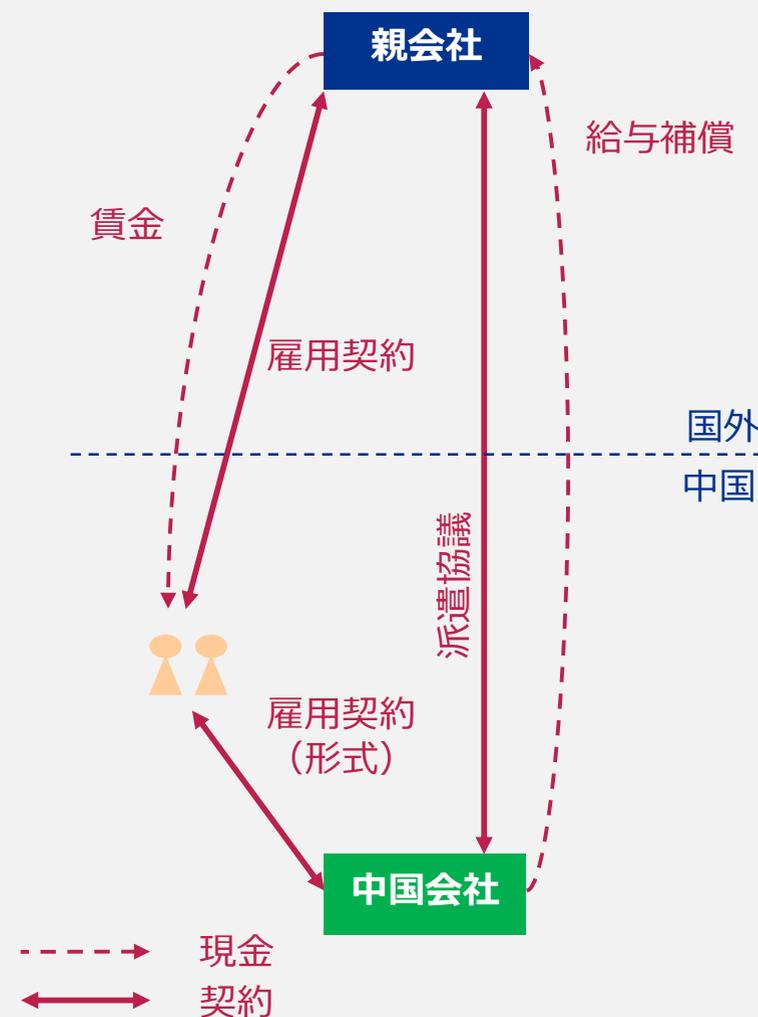
出向者PEの最新動向

税法法規執行案件

- 2016年8月に、国家税務総局がWechat公衆号において、ある注目されるPE案件を発表した。
- 税務機関が当該案件において、合計19個の労務型PEを認定した

BEPSにおいて納税者のPEリスクが上昇

- 労務型PE:
 - 中国チリ租税条約において、労務型PEにBEPSの「契約分割」規則を加えた
 - 中国の租税条約にその点を広く採用する場合、PEリスクが大幅に上昇する
 - 「デジタル型労務PE」について、国家税務総局が国連に助言した
- 労務型PEに関して、BEPSの変化による新たなリスク以外に、従来リスクが依然として存在している



05

その他税務アップデート



輸出サービスに関する増値税免税・還付（1/4） 概要

ゼロ税率も免税も適用できるサービス （一部）*1

- 国際運送
- 研究・開発サービス*2
- 設計サービス
- ソフトウェアサービス
- 情報システムサービス
- 業務プロセスマネジメントサービス
- オフショアアウトソーシング
（ITO/BPO/KPO）

免税が適用できるサービス（一部）

- 工事プロジェクトが海外にある建築サービス
- 会議展覽地が海外にある海外展覽サービス
- 保管地が海外にある保管サービス
- 貨物の輸出のための郵政、配達サービス
- 海外企業に提供される完全に海外に消費される知的所有権、審査諮詢、専門技術とビジネス補助サービス
- 運送手段なしの国際運送サービス
- 海外企業の間取引のための直接金融サービス

注：

- 1.当該部分のサービスについて、ゼロ税率を放棄し免税を適用できる
- 2.上記の黄色で表記される関連サービスについて、完全に海外で消費されることが要求される

輸出サービスに関する増値税免税・還付 (2/4) ゼロ税率/免税に属するか否かの判断のキーポイント



輸出サービスに関する増値税免税・還付（3/4） 免税とゼロ税率の比較（一般的な状況）

ゼロ税率

- 生産企業が免税・控除・還付弁法を適用する
- 貿易企業が購入サービス免税・還付又は免税・控除・還付弁法を適用する
- ゼロ税率を放棄でき、放棄してから免税或いは正常に納税する
- ゼロ税率を放棄しては36ヶ月以内改めて申請できない

免税

- 免税収入の売上を独立採算される必要がある
- 仕入税額が区別できない場合、一定の比率に従って控除できない仕入税額を算出する必要がある

質問：

1. 増値税が免除できる可能性がある場合、増値税免税を申請すべきであるか？
2. 仮に我社の業務がゼロ税率も免税も適用できる場合、ゼロ税率の適用は必ずより有利であるか？

輸出サービスに関する増値税免税・還付（4/4） 免税又はゼロ税率の適用に直面する挑戦及び解決方法

挑戦

- 免税の申請は自主認定の方式に基づいたものであり、届出表を提出する形式が採択されており、実際のリスクを納税者に移転させている
- 税務機関は関連業務が免税の条件に合致するか否かを審査する（上海を例とすると、毎年約20%の増値税免税申請案が抜取審査される）
- 増値税免税/ゼロ税率政策に適用できる業務種類に対する説明は限定的である

リスク

どうする？

- 増値税免税/ゼロ税率の条件に合致するか否かについて、現行の契約書を審査し評価する。増値税免税/ゼロ税率の条件に合致するために、個別契約書の条項/業務内容を訂正するか否か判断する
- 仮に増値税免税/ゼロ税率の条件に合致するか否か確定できない場合、「将来税務機関に関連業務が減税・免税の条件に合致しないと認定され、さらに査察が行われるリスク」を低減するために、税務機関との会談の手配を薦める

チャンス

研究開発追加損金算入の条例の変更 (1/2)

2015年119号文

追加損金算入不可能
業界リスト

- ▶ 追加損金算入不可能業界リストが利用され、研究開発の範囲が拡大する。自動車及び自動車部品業界は追加損金算入不可能業界リストに含まれない

追加損金算入不可能項目
リスト

- ▶ 常例の昇級、直接応用、商品化後の技術サポート活動、重複または簡単な変更な項目では適用できない

新たなその他の関連費用

- ▶ 外部招聘研究開発人員の労務費、専門家諮詢費、ハイテク科学技術研究開発保険費、知的所有権の関連費用（申請費・登録費・代理費を含む）、出張代、会議費などが増加

補助または補充科目

- ▶ 新政策により、企業が補助または補充科目で関連研究開発費用の採算を行うことが可能になり、研究開発費用の集計及び採算が単純化する

届出制

- ▶ 届け出制度：ただし、追加損金算入を申請後に保存しておく関連サポート資料が税務コンプライアンス管理の重要な一歩となる：20%の検査比例

費用の三年遡及

- ▶ 企業に税収優遇に適用できる研究開発費用に三年間遡る期間が与えられる

新たな適用項目：設計

- イノベーション性、創意性、突破性の製品に対し創意設計する
- ▶ 工業設計及びモデル設計
- ▶ 建物建築工程設計（エコ建築の評価基準は三星）
- ▶ マルチメディア及びアニメゲームソフトウェア開発、数字アニメゲーム設計制作
- ▶ 風景庭園工程専門項目設計

発効

- ▶ 2016年1月1日から執行

研究開発追加損金算入の条例の変更 (2/2)

企業のとるべき対応

日本本社

- グループにおける研究開発の定義および条件に合致する費用分類の検討
- 現地で実施できる研究開発の範囲を検討
- 必要に応じて、研究開発の必要性と新工程、新製品、新技術であることの証明にサポート

現地子会社

- 研究開発のプロセス全体を精査し、追加控除が可能な研究開発プロジェクトを選出
- 具体的な活動を評価し、条件に合致した研究開発の範囲を明確化
- 条件に合致する費用分類を検討
- 研究開発費用のデータの審査と確認
- データ分析により、条件に合致する研究開発費用の査定
- 合理的な費用配賦方法の設定
- ハイテク企業認定を取得・維持するには、技術的な分析が重要となるのは言うまでもないが、合理的な財務会計システムの整備も重要なポイントとなるため、研究開発関連のデータが適切に集計できる体制になっているかを分析する必要がある

個人所得税徴収の最新動向 (1/3)

外国人個人所得税課税強化

増値税改革により、地方税務局の関心が個人所得税に集中

国際給与・賃金の標準データベースの構築。イギリス、アメリカ、日本、韓国、オーストラリア、香港、ロシア、フランス、カナダ、台湾、シンガポールとインド等の12国（地域）の給与・賃金のデータ・情報を購入した

公安出入国管理部門との「協税・護税体制」の構築

データ収集の多様化（外国税務機関との情報交換、「金税三期」税務システムデータ、広東省情報共有プラットフォーム等）により、問題点が明るみになりやすくなっている



- 徴税管理方法の高度化により、これまで以上に税務リスクが上昇！
- 個人所得税月次源泉徴収申告において、外国人所得税免税項目に関する詳細な情報開示が求められるケースが増加！
- これまでのような「税務局は分からないだろう」という考えは危険！
- 追徴課税された場合、企業の税務信用格付けの低下ももたらす可能性大！税務信用格付けが低下した場合、多くの悪影響！
- PE対策・個人所得税ヘルスチェック等の事前対策がより重要！

個人所得税徴収の最新動向 (2/3)

個人所得税申告上ありがち問題点

一般問題

1 海外負担給与の申告漏れ

2 従業員の実際給与を基準として個人所得税を申告することではなく、従業員のレベルごとに固定的な税額を設定し、個人所得税を申告する

他の問題

3 中国国内の勤務日数は正しく計算されておらず、税額計算が間違ったこと

4 実際の税金負担方法に応じる適切な計算式を使用していないこと

5 PEに認定されても、引き続き183日ルールを継続して利用し、個人所得税を納付しないこと

個人所得税徴収の最新動向 (3/3)

強制的な海外社会保険費に係る個人所得税調査問題について

企業が直面する課題

税務局の意見

101号 通達廃止 以前

企業所得税上、中国国内で勤務する従業員のために企業が支払う、または負担する海外保険費は、原則、当該従業員の給与所得として計上しなければならない
しかし、国税発（1998）101号通達が廃止される以前は、雇用主が負担すべき海外で支払う強制的な社会保険費用を、所轄税務機関の承認を得た後、従業員の個人所得に算入しなくてもよかった

101号 通達廃止 後

国家税務総局公告2011年第2号において、101号通達が廃止されて以降、雇用主が負担する海外の社会保険費用に対して、個人所得税上の取り扱いに係る規定はまだ出ていない

企業の負 担上昇

2011年に新社会保険法が発効し、且つ101号通達も廃止されて以降、中国就業の外国籍従業員のために、雇用主は中国の社会保険を負担する一方、海外の社会保険に係る中国の個人所得税も負担しなければならない、雇用コストを大幅に上昇させる結果となった



地域により、
課税実務のバラつきが生じている

外国人就労管理制度改正

外国人就労者のランク分け、各種就労証書の統一

A類

高級人材
(奨励。積極的に誘致)

A類認定を取得しやすくする目的で、二重雇用契約等の雇用アレンジメント、給与支払方法の見直し等が必要になる場合が出てくる可能性がある。

B類

専門人材
(許可管理)

B類については制限が強化。どのように外国籍人材を安定的に中国に派遣するか、育成するかが、本社中国人事戦略上、重要に！

C類

その他

(制限管理。一時的、季節的、非技術またはサービスの業務に従事する外国人)

C類については厳格な制限

個人所得税の納税状況が、人事戦略にも影響を及ぼす可能性

税務リスクの観点だけではなく、人事戦略の観点からも、税務ヘルスチェックが必要になる場合あり

分類方法

様々な項目を総合的に判断する点数制度であるが、具体的指針は未だ不明

移民受け入れに伝統のある国のポイント制を参考としており、参考となるグリーンカード取得に係る現行の「外国籍高級人材」認定基準は、年間給与総額、個人所得税納付額、所属産業、担当業務、職責、技能、学歴、中国語レベル、在中国年数等が総合的に勘案されるのではないかとされている

適用時期

10/1より、試験運用地区にて運用開始（北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、寧夏回族自治区）。2017年4月から全国実施

そのうち、10/10に成都市、10/11に上海市が正式に実験を開始

Q & A



講演者の履歴(1/2)



電話: +86(755)2547 1198
Eメール:
vivian.w.chen@kpmg.com

氏名	陳 蔚(Vivian Chen)
職位	税務パートナー
資格	中国税理士
経歴	<p>陳は2000年に4大会計事務所に入所して以来、華南地区における日系企業に対し中国税務、投資、税関及び外貨関連のコンサルティングサービスを提供し、幅広くかつ豊富な実務経験を有している。</p> <p>過去に担当した税務・投資関連コンサルティング業務は、一般税務コンサルティング、会社設立・変更・合併分立及び清算登録抹消・税務デューデリジェンス、来料加工工場の独資化、税務ヘルスチェック、企業再編税務、税収優遇策適用の助言と申請代行、税務争議のサポートなどである。</p>



電話 : + (86) 755 2547 1272
Eメール:
bowie.huang@kpmg.com

氏名	黄 宝莹 (Bowie Huang)
職位	税務シニアマネジャー
資格	中国税理士
経歴	<p>2007年にKPMG深セン事務所に入所し、主に日系企業に対して、税務アドバイザー及び移転価格サービスを提供し、一般税務アドバイザー、会社設立・変更・合併分立及び清算登録抹消、移転価格レビュー、移転価格文書化サービス、移転価格プランニング、移転価格調査交渉及び事前確認協議などの経験を有している。</p> <p>顧客には、主に自動車、小売業、家電、電子部品等の業界が含まれる。</p>

講演者の履歴(2/2)



電話: +86-20-3813-8618
Eメール:
masakatsu.tamashiro@kpmg.com

氏名

玉城 正勝 (Masakatsu Tamashiro)

職位

税務シニアマネジャー

資格

日本公認会計士、日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト

経歴

大手監査法人東京事務所、香港事務所、深セン事務所勤務後、KPMG広州事務所に入所している。大手監査法人香港事務所赴任以来、日系中国・香港子会社が直面する中国・香港税務および中国・香港ビジネス全般に関するアドバイスを提供している。日系企業の対中国・香港投資に関する意思決定、税務管理およびプランニングに対するアドバイスを提供している。日本語以外に、中国語および英語を流暢に話し、付加価値の高い専門サービスを提供している。



電話: +86-20-3813-7733
Eメール:
michael.m.jia@kpmg.com

氏名

賈鳴鳴 (Michael Jia)

職位

税務シニアマネジャー

資格

経済学修士

経歴

2007年から大手税理士法人東京事務所に入所して以来、日本と華南地域で8年超の税務コンサルティング経験を有し、中国及び日本の財務会計、税収などの制度及び関連法律と法規を熟知している。これまで、日中で数十社の日系企業様に対して移転価格、一般税務、税関及び送金関連などのコンサルティングサービスを提供。サービスを提供した顧客には、主に自動車、小売業、家電、電子部品、医薬等の業界が含まれる。

GJP華南税務チーム



メンバー構成

華南日系TAXサービスチーム

華南エリアパートナー
陳 蔚 (日本語可)
Vivian Chen

広州

シニア・マネージャー
賈 鳴鳴 (日本語可)
Michael Jia

マネージャー
莫煒陶 (日本語可)
Isaac Mo

深セン

シニア・マネージャー
黄 宝莹 (日本語可)
Bowie Huang

東京

シニア・マネージャー
甘 小月 (日本語可)
Carol Gan

その他の日本語堪能のアシスタント・マネージャー及び
コンサルタント約20名がいる

相互に連携

日系サービスチーム (広州&深セン所)

監査
パートナー
稲永 繁 (広州)

監査
シニア・マネージャー
最上 龍太 (深セン)

税務
シニア・マネージャー
玉城 正勝

監査
シニア・マネージャー
逸見 宗義 (広州)

華南税務争議サービスチーム

税務パートナー
傅凝洲 (Joe Fu)

税務ディレクター
曾 立新

税務ディレクター
林 玲

税務ディレクター
李 倩

税務シニア・マネージャー
朱 承 (Jason Zhu)

税関
シニア・マネージャー
夏 穎 (Philip Xia)

税関
シニア・マネージャー
楊 文成 (Melsson Yang)

税関マネージャー
黄 炳澍 (Eric Huang)

マネージャー
郑 小方 (Charlie Zheng)

税関シニア・マネージャー
金 鑫 (Stella Jin)



谢谢

Thank you

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.